附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○総務省令第十号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百八条第一項第一号及び第百七十六条の二の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月三十日

総務大臣　林　芳正

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
様式第38の２（第40条の３第２号、第40条の４第１項、第40条の５関係） ［略］ 第１表　第14条第１号から第４号までに掲げるもの	**様式第38の２**（第40条の３第２号、第40条の４第１項関係） ［同左］ 第１表　第14条第１号から第４号までに掲げるもの

役務の細目	営業収益	営業費用				営業利益	摘要
		うち設備管理部門費用			うち設備利用部門費用		
		うち第一種公衆電話機台数削減以外の費用	うち第一種公衆電話機台数削減費用				
1　第14条第１号に掲げるもの							
(1)　同号イに掲げるもの							

第三号書式

加給の原因となる家族の生計関係申立書

加給の原因となる家族の氏名	フリガナ
加給の原因となる家族の個人番号（マイナンバー）	
加給の原因となる家族の個人番号（マイナンバー）を利用した情報取得の同意	私は、総務大臣が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第2条の2第1号に規定する事務を処理するために限って、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第6条第2号に規定する市町村民税に関する情報及び同条第3号に規定する年金給付関係情報について取得することに同意します。 **加給の原因となる家族本人の署名**

（次の該当する番号に○印をつけてください。）

この家族は、公務員（私）と　(1)　同居している。　(2)　別居している。

((2)に○印をつけた方は、下の〔　〕欄に公務員との間の生活上の依存関係（仕送りなど）について具体的に記入してください。）

〔　　〕

上記のとおり申し立てます。

年　　月　　日

申立者氏名

第三号書式

加給の原因となる家族の生計関係申立書

加給の原因となる家族の氏名	フリガナ

（次の該当する番号に○印をつけてください。）

この家族は、公務員（私）と　(1)　同居している。　(2)　別居している。

((2)に○印をつけた方は、下の〔　〕欄に公務員との間の生活上の依存関係（仕送りなど）について具体的に記入してください。）

〔　　〕

上記のとおり申し立てます。

年　　月　　日

申立者氏名